

西東京市における東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業
補助金交付要綱第5の1アに規定する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱(26都市住民第1714号)第5の1アに規定する西東京市(以下「市」という。)が事業者を求める基準(以下「市基準」という。)について定めるものとする。

(基準)

第2条 市基準は次のいずれにも該当するものとする。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅の入居者について、入居者のうちおおむね9割以上を市民とすること。ただし、入居可能日から1か月以上空き室となっている場合は、この限りでない。
- (2) 事業者は、事業の開始後、定期的に入居者の状況を市に報告すること。
- (3) 事業者と連携する医療及び介護サービス(以下「サービス」という。)を提供する者(以下「医療等連携者」という。)が、入居者に限定せず、市内の高齢者を広く対象としてサービスを提供すること。
- (4) 入居者が、医療等連携者以外の者が提供する医療及び介護サービスを自由に選択することを妨げないこと。
- (5) 事業者は、サービス付き高齢者向け住宅の建設にあたり、近隣住民に対して説明会等を行い、十分に事業計画の説明を行うこと。

附 則

この基準は、平成27年5月22日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月27日から施行する。